

個人住民税の現年課税化について

今年度の検討会における検討の視点

- 現年課税化による企業や市町村における負担軽減に向けて、本年度は、以下のテーマについて、議論を行うこととしてはどうか。（なお、引き続き、納税者における切替時の税負担の課題があることに留意が必要。）

＜企業における年末調整事務の負担＞

- ・ 所得税の年末調整事務については、令和2年分以降、電子化が開始される予定となっており、こうした取組を参考に、企業における年末調整に係る負担軽減が考えられないか。

＜企業における住所地団体の把握、源泉徴収税額の納付＞

- ・ 企業における源泉徴収税額の納付事務については、現在、給与所得に係る特別徴収で利用されている地方税共通納税システムの活用が考えられるが、納付先となる各従業員の1月1日現在の住所地団体の把握などの課題について、どう考えるか。

＜市町村における還付・追徴事務の負担＞

- ・ 先の通常国会において、マイナンバーと個人の銀行口座の紐付けについて議員立法が提出されるなど議論が行われており、仮に、そうしたことが実現することとなれば、市町村における還付事務の負担は軽減されるのではないか。

＜課税データを活用している各種制度への影響＞

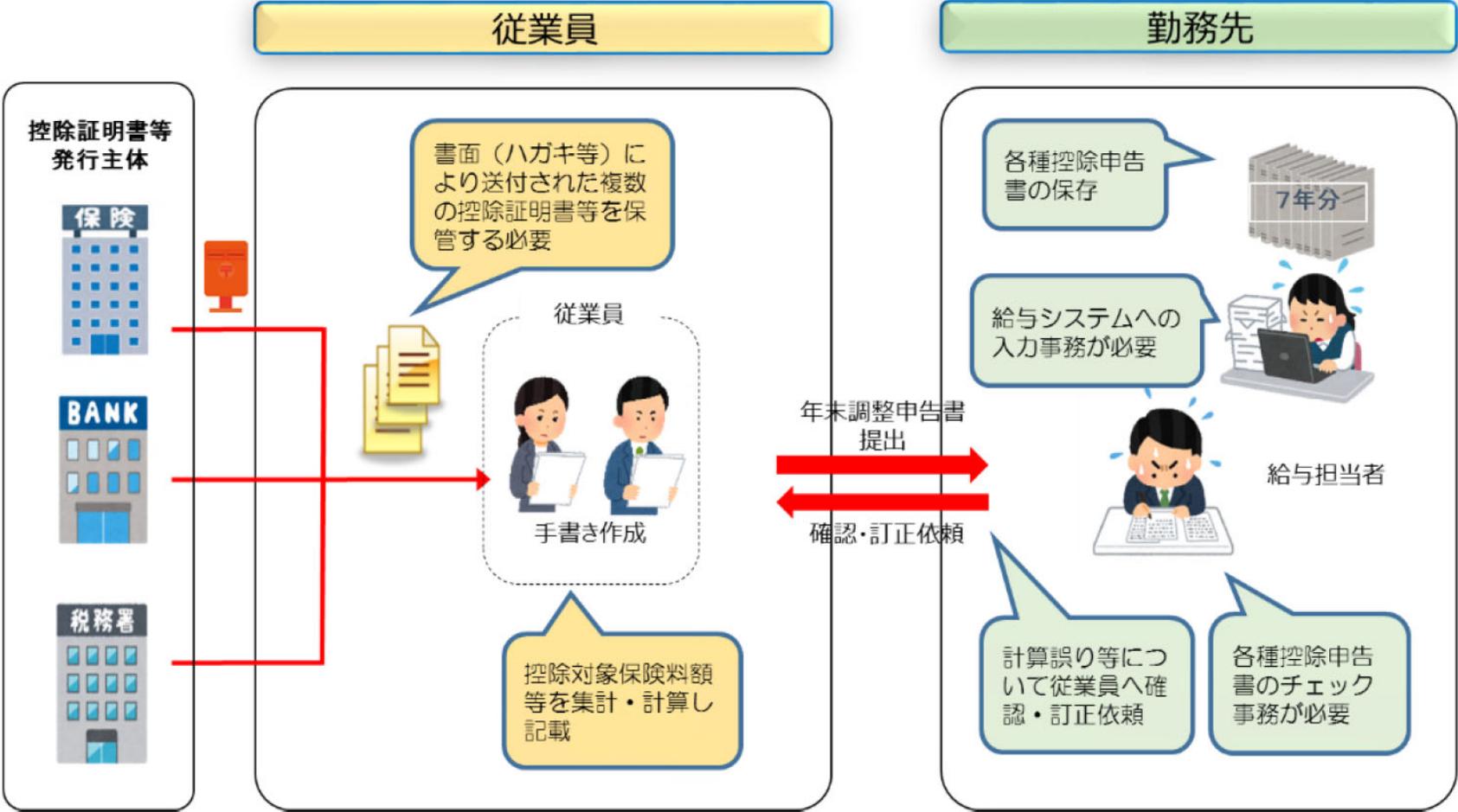
- ・ 市町村における課税情報の名寄せによって得られている個人住民税の課税データは、現在、様々な制度において活用されているが、現年課税化がこうした課税データに与える影響についてどう考えるか。

企業における年末調整事務

年末調整手順の電子化

国税庁HPより抜粋

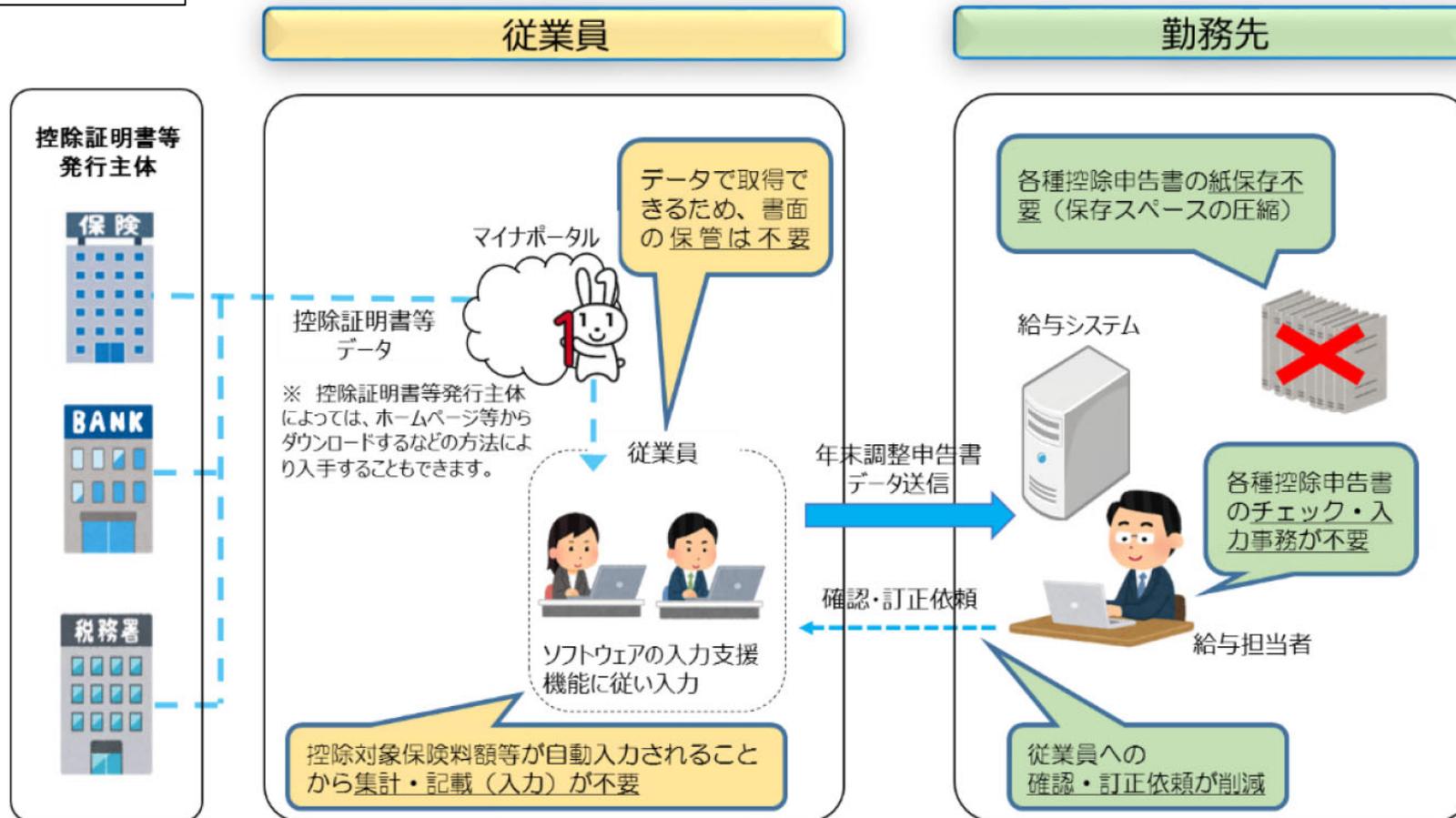
現在



電子化後

(令和2年10月以降)

国税庁HPより抜粋



○ 年末調整手順の電子化による主な変更点

区分	手順内容	これまで(電子化前)	令和2年10月以後(電子化後)
従業員の手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先の手続	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	年末調整申告書の控除額等を給与システム等に手入力	年末調整申告書データを給与システム等にインポート

年末調整手続の電子化のメリット

国税庁HPより抜粋

勤務先のメリット

- 1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要**
従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。
- 2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）**
従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。
- 3 従業員からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。
- 4 年末調整関係書類の保管コストの削減**
従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

従業員のメリット

- 1 控除額等の記入・手計算が不要**
これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。
また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。
- 2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要**
控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。
- 3 データ提出なら押印が不要**
データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。
- 4 勤務先からの問合せが減少**
年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

マイナンバーと個人の銀行口座の紐付け

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）について

WGの検討課題

- ◆ 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- ◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準
- ◆ 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- ◆ 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
- ◆ 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- ◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- ◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- ◆ 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）

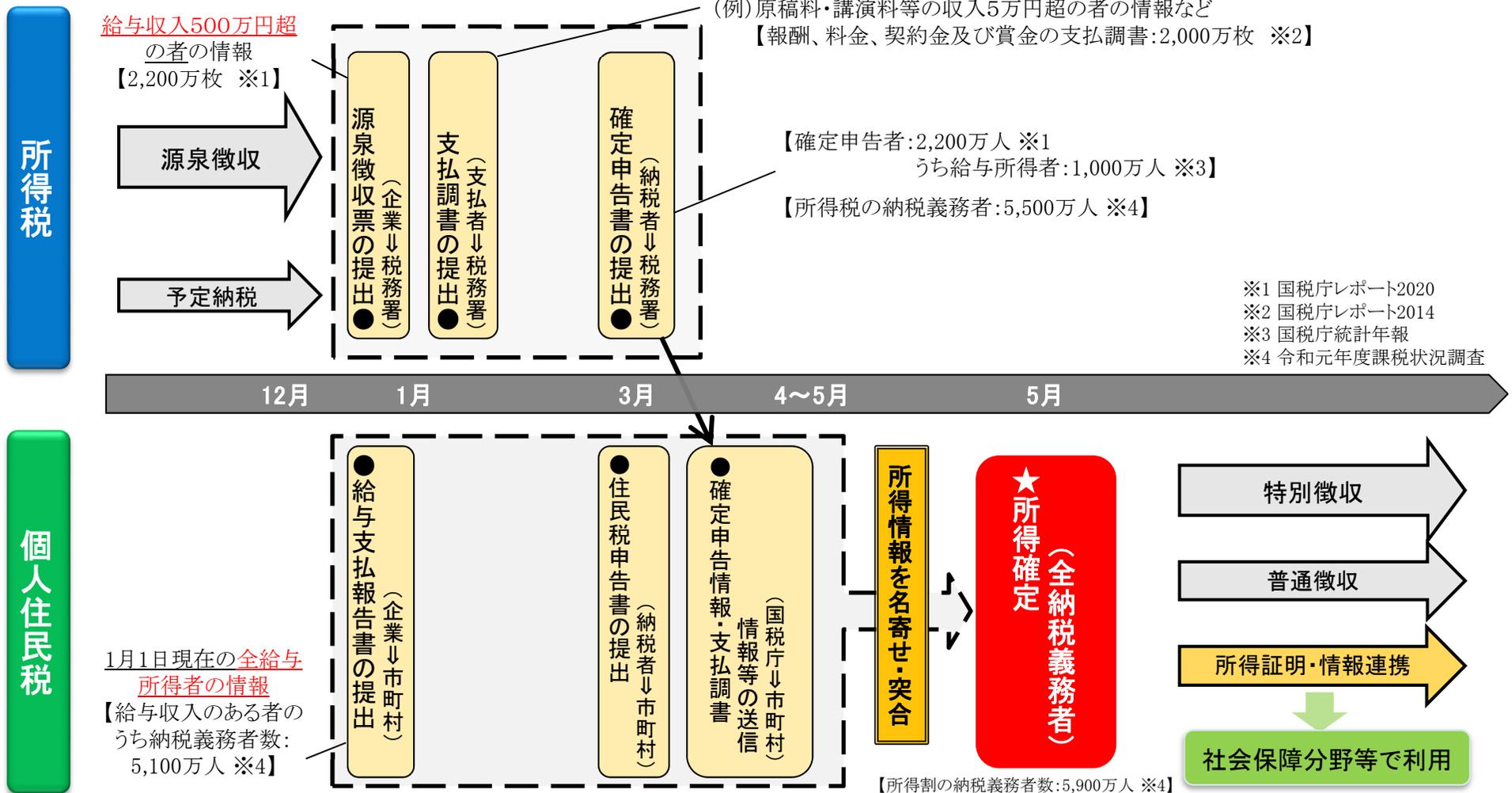
- **IT基本法等関連法制の改正**
 - ・デジタル化推進目的等の強化
 - ・デジタル庁の新設 など
- **個人情報保護法等の改正**
 - ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
- **番号法等の改正**
 - ・番号を利用する事務、情報連携を行う事務や照会・提供する情報の追加 など
- **法制上の措置**
 - ・公金受取口座の設定 ・相続・災害時の口座所在確認サービスの実現
 - ・預貯金付番の実効性の確保 など
- **不動産登記法等の改正**
 - ・所有者不明土地対策 など
- **番号法等の改正**
 - ・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
- **郵便局事務取扱法の改正**
 - ・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
- **法制上の措置**
 - ・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など
- **法制上の措置**
 - ・高齢者等のデジタル活用への支援

課税データを活用している各種制度への影響

所得税・個人住民税における所得把握への影響

- 市町村の税務当局が賦課決定するに当たり、全納税義務者について名寄せ・突合することにより確定された所得情報は、個人住民税の賦課徴収だけでなく、様々な社会保障分野で利用されている。
- こうした所得把握は引き続き必要であると考えられるが、個人住民税を現年課税化する場合に、賦課課税方式から申告納税方式に変更することも考えられる中で、こうした所得把握に影響が生じないか。

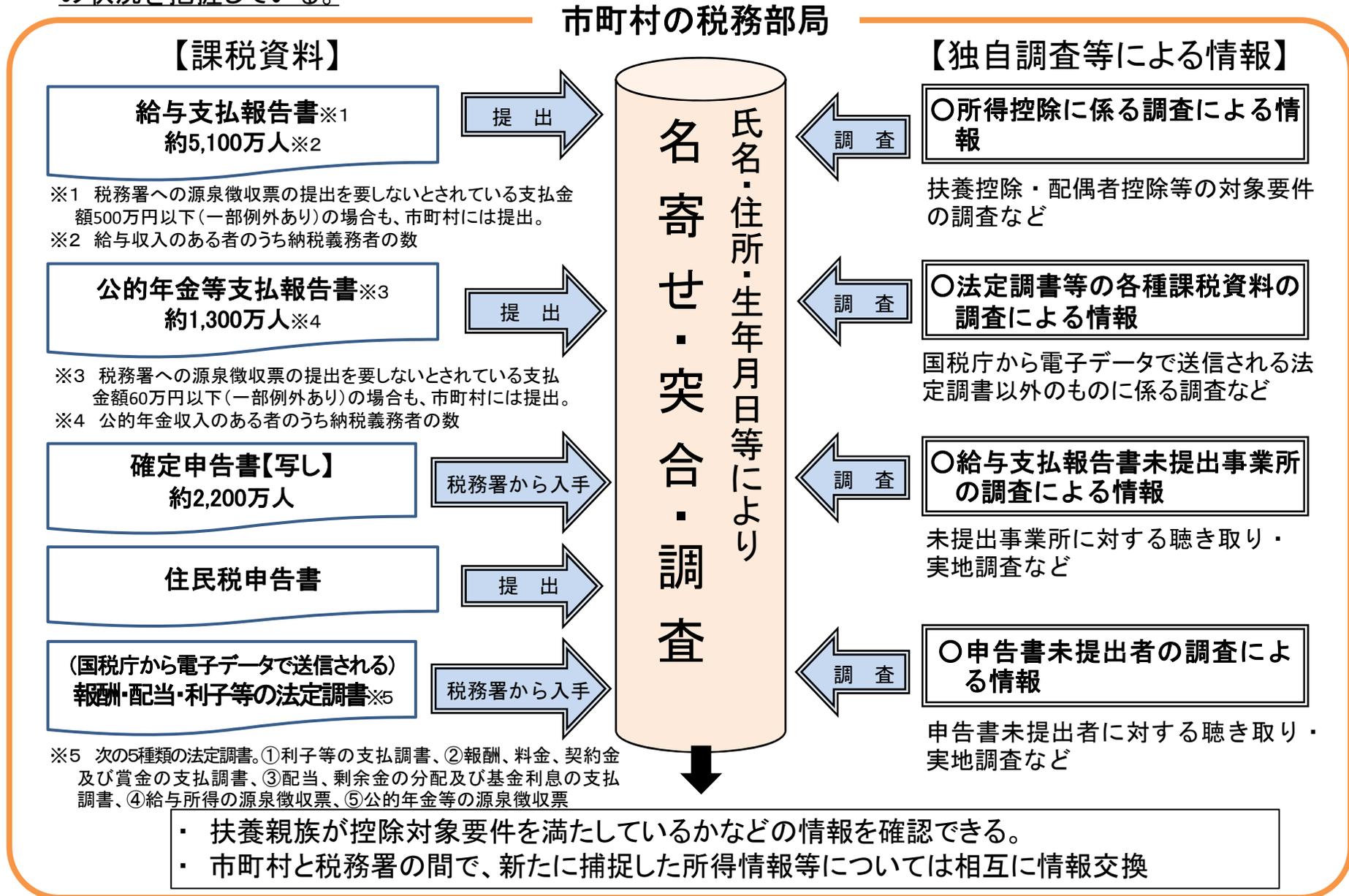
※ 賦課課税方式を維持して現年課税化する場合、市町村において以下のような所得確定作業に加え、追徴・還付事務が生じることとなる。



※1 国税庁レポート2020
 ※2 国税庁レポート2014
 ※3 国税庁統計年報
 ※4 令和元年度課税状況調査

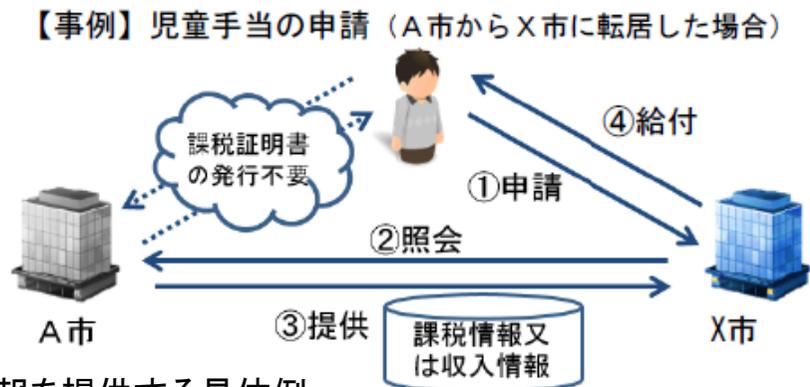
(参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

○ 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。



(参考)マイナンバー制度における「情報連携」による所得情報等の提供

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とする等のため、異なる行政機関等の間で情報提供ネットワークシステムを用いた個人情報のやり取り(情報連携)が行われている。
- ※ 所得情報等の情報提供件数(H29.7.18~R 2.5.7):2,766万件



所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

所得情報等を活用している社会保障制度等

未定稿

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、個人住民税又は所得税の総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税	関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税
児童手当(受給資格に係る所得制限)	○		私立中学校等修学支援実証事業(受給資格に係る所得制限)(予)	○	
母子家庭等自立支援給付金(受給資格に係る所得制限)	○		私立幼稚園就園奨励費補助(給付額)(予)	○	
児童扶養手当(手当額に係る所得制限)	○		高校生等奨学給付金(受給資格に係る所得制限)(予)	○	
特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限)	○		専門学校生への経済的支援(受給資格に係る所得制限)(予)	○	
ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額)	○		給付型奨学金(令和元年度以前採用者)(受給資格に係る所得制限)	○	
各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額)	○		児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額)	○	○
指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額)	○	○	未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額)	○	○
介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合)	○	○	養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額)	○	○
国民年金(保険料・支給に係る所得制限)	○		養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定)	○	
障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額)	○		社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件)	○	
特別支援教育就学奨励費(自己負担額)	○		独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲)	○	○
私立大学等経常費補助(自己負担額)		○	拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件)	○	
公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等)		○	日本放送協会放送受信料(免除要件)	○	
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等)		○	生活困窮者自立支援(受給資格等に係る所得制限)	○	
国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		特許料金等の減免措置(減免の要件)	○	○
後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		感染症患者への医療費給付等(自己負担額)		○
恩給(支給額)		○	原爆被爆者の訪問介護利用料助成(受給資格に係る所得制限)(予)		○
国会議員互助年金(支給額)		○	就職促進手当(受給資格に係る所得制限)		○
すまい給付金(給付額)(予)	○		中高齢失業者等求職手帳(受給資格に係る所得制限)		○
子ども・子育て支援制度(保育料)	○		老齢年金生活者支援給付金(受給資格に係る所得制限)	○	
肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予)	○		若年定年退職者給付金(給付額)		○
感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額)	○		義務教育段階の就学援助制度(受給資格に係る所得制限)	○	○
精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額)	○		給付型奨学金(令和2年度以降採用者)(受給資格に係る所得制限)	○	
高等学校等就学支援金制度(受給資格に係る所得制限)	○		貸与型奨学金(所得連動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額の算出)	○	
高等学校等修学支援事業費補助金(受給資格に係る所得制限)(予)	○				